

令和7年

3月31日までに旧宅造法の許可を受けるには、

令和7年

2月7日(金)までに申請をしてください

2月7日(金)までに申請された場合でも、旧宅造法の許可を3月31日までに受けることができない場合があります。

令和7年4月1日以降は盛土規制法の許可が必要になり、  
開発調整条例の手続きが必須になります！

## 令和7年3月31日までに許可を受けることができなかった場合

- 旧宅造法の申請は取り下げる必要があります。(旧宅造法の許可はできません) その際に手数料の返金はできませんので留意をしてください。
- 4月1日以降に開発調整条例の手続きを行い、条例の同意を得た後に改めて、盛土規制法の許可申請をする必要があります。(改めて申請手数料が必要です)

<令和7年2月10日から3月31日までの特例措置>  
盛土規制法の許可申請の事前審査を行います

- 2月10日から3月31日までに限り、盛土規制法の適用開始に先立って「盛土規制法の許可申請」及び「開発調整条例(道路の縁石の切下げ切上げ等に関する整備基準のみ)」に関する「事前審査」を行います。
- 事前審査の様式等の詳細については、1月頃にご案内します。

## 窓口・問い合わせ先

区域	窓口	電話番号
市街化区域	建築局宅地審査課 (市庁舎25F)	045-671-4515 (緑、青葉、都筑)
		045-671-4516 (南、保土ヶ谷、旭、瀬谷、泉)
		045-671-4517 (港南、磯子、金沢、戸塚、栄)
		045-671-4518 (鶴見、神奈川、西、中、港北)
市街化調整区域	建築局調整区域課 (市庁舎25F)	045-671-4521 (指導担当)

## 【発行元】

横浜市 建築局 宅地審査課 宅地企画担当  
 電話：045-671-2945 FAX：045-681-2435  
 Email：kc-takuchishinsa@city.yokohama.lg.jp

盛土規制法に関する  
横浜市ウェブサイト

盛土規制法 横浜市

